

会員の級別基準及び会費

	ボイラー・小型ボイラー等製造者	ボイラー・小型ボイラー等設置者	ボイラー・小型ボイラー等 据付業者 整備業者	ボイラー・ 小型ボイラー等 運転管理受託事業者	ボイラー・ 小型ボイラー等の 関連製品の製造・ 販売事業者	その他	会費年額 (別途:入会金)
特級	① ボイラー製造年間25基以上 ② 第一種圧力容器製造年間50基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間10,000基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間 合計10,000基以上	① ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積 合計500㎡以上 ② 第一種圧力容器設置基数30基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付年間100基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備年間800基以上	所属するボイラー技士 100名以上	—————	正会員を 合計5以上有する 本社等	58,000円 (1,000円)
1級	① ボイラー製造年間15基以上 ② 第一種圧力容器製造年間25基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間5,000基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間 合計500基以上	① ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積 合計250㎡以上 ② 第一種圧力容器設置基数15基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付年間70基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備年間600基以上	所属するボイラー技士 50名以上	製造・販売額 10億以上/年	正会員を 合計4以上有する 本社等	37,000円 (1,000円)
2級	① ボイラー製造年間10基以上 ② 第一種圧力容器製造年間15基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間2,000基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間 合計200基以上	① ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積 合計100㎡以上 ② 第一種圧力容器設置基数5基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付年間50基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備年間400基以上	所属するボイラー技士 20名以上	製造・販売額 1億以上/年	正会員を 合計3以上有する 本社等	27,000円 (1,000円)
3級	① ボイラー製造年間10基未満 ② 第一種圧力容器製造年間15基未満 ③ 第二種圧力容器製造年間2,000基未満 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器製造年間 合計200基未満	① ボイラー・小型ボイラーの伝熱面積 合計100㎡未満 ② 第一種圧力容器設置基数5基未満	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付年間50基未満 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備年間400基未満	所属するボイラー技士 20名未満	製造・販売額 1億未満/年	正会員を 合計1以上有する 本社等	18,000円 (1,000円)
賛助会員	① 学識経験者						6,000円(別途:入会金1,000円)
	② 団 体						1口 30,000円(別途:入会金1,000円)
	③ 個 人						10,000円(別途:入会金1,000円)
	④ 温水発生機のみ設置者						8,000円(別途:入会金1,000円)

注記:

- i) 貫流ボイラーにあつては、伝熱面積に10分の1を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。
- ii) 「ボイラー・小型ボイラーなどの関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、その他ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等をいう。